

令和4年6月3日開会

令和4年6月10日閉会

令和4年三宅町議会 第2回定例会会議録

三宅町議会

令和4年6月三宅町議会第2回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (6月3日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第26号～報告第4号の上程、説明、委員会付託	7
同意第6号の上程、説明、質疑、採決	14
選挙第1号の上程、採決	15
一般質問	16
池田年夫君	16
森内哲也君	18
渡辺哲久君	24
川鱒実希子君	32
松本健君	37
散会の宣告	43
第 2 号 (6月10日)	
出席議員	45
欠席議員	45

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	45
職務のため会議に出席した者の役職氏名	45
議事日程	46
開議の宣告	47
議事日程の報告	47
常任委員長報告、質疑、討論、採決	47
閉会中の継続審査について	55
町長挨拶	55
閉会の宣告	56
署名議員	57

三宅町告示第26-2号

令和4年6月三宅町議会第2回定例会を
次のとおり招集する

令和4年5月20日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和4年6月 3日 金曜日
午 前 9時30分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和4年6月三宅町議会第2回定例会

会期日程表

令和4年6月 3日金曜日

8日間

令和4年6月10日金曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘	要
第1日目	6月3日 金曜日	午前 9時30分	定例会開	会
第2日目	6月4日 土曜日		休	会
第3日目	6月5日 日曜日		休	会
第4日目	6月6日 月曜日	午前 9時30分 午後 1時30分	総務建設委員 福祉文教委員	会 会
第5日目	6月7日 火曜日		休	会
第6日目	6月8日 水曜日		休	会
第7日目	6月9日 木曜日		休	会
第8日目	6月10日 金曜日	午前10時00分	定例会再	開

令和4年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和4年6月3日金曜日午前9時30分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	森 本 典 秀
みやげイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	住 民 福 祉 部 長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	ま ち づ くり 推 進 部 長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	山 内 亮	モニター室係	奥 田 崇 紘

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	瀬 角 清 司	4 番 議 員	松 本 健
---------	---------	---------	-------

令和4年6月三宅町議会第2回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和4年 6月 3日 金曜日
午 前 9時30分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算について
- 日程第4 議案第27号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算について
- 日程第5 議案第28号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 承認第3号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第13回補正予算について
- 日程第7 承認第4号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第1回補正予算について
- 日程第8 承認第5号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 承認第6号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 報告第3号 令和3年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第4号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 同意第6号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 選挙第1号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙
- 日程第14 一般質問について

◎議長挨拶

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。定刻の時間となりましたので、始めたいと思います。

本日令和4年6月三宅町議会第2回定例会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただきありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算をはじめとする議案3件、承認4件、報告2件、同意1件、選挙1件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたしたいと思っております。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 開会に先立ち、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆様、おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、令和4年6月三宅町議会第2回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、講師ご多忙の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症においては、感染者数が全国的に下げ止まりの傾向が見られる中、政府は今年10日より、水際対策として停止していた外国人観光客の受け入れを再開することとし、少しずつ社会経済活動と日常生活の正常化に向けて動き出しています。

しかしながら、コロナ禍により国民の生活や経済情勢が多大な影響を受ける中、ウクライナ情勢や資源価格の高騰、円安による輸入品の値上がりを受け、物価の上昇が顕著となっています。特に住民生活に直結する食料品や生活必需品等の値上がりが目立ってきており、このまま賃金の伸びが停滞するならば、消費自体も落ち込むおそれがあるのではと懸念されています。

このような中、本町といたしましては、町民の皆様の生活を支援するため、今回の補正予

算にて地方創生臨時交付金を活用した新型コロナ対策事業として、みやげお買物券の配布をはじめ様々な支援施策を講じることとし、所要の経費を計上しております。

今後も国や県、関係機関とも連携し、情報共有を図りながら、感染拡大防止や地域経済、住民生活支援等への取組に対し適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えており、議員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出をしております案件は、補正予算案2件、条例の一部改正1件、承認案件4件、報告案件2件、同意案件1件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（辰巳光則君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、令和4年6月三宅町議会第2回定例会は成立いたしましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時32分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳光則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員瀬角清司君、4番議員松本健君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳光則君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日6月3日より6月10日までの8日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日6月3日より6月10日までの8日間とすることに決定しました。

◎議案第26号～報告第4号の上程、説明、委員会付託

○議長(辰巳光則君) 日程第3、議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第12、同意第6号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略したいと思います。

お諮りいたします。

日程第3、議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第11、報告第4号(専決処分事項報告)令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの議案3件、承認4件、報告2件を一括上程したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認め、一括上程したいと思います。

森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和4年6月三宅町議会第2回定例会に提出いたしました各議案等についてご説明申し上げます。

まず初めに、補正予算案2件についてご説明申し上げます。

議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算については、地方創生臨時交付金を活用した新型コロナウイルス感染症対策に対する事業の増額補正とともに、令和4年4月1日付の人事異動に伴う人件費の調整を行ったことによる減額補正と一部の各種事業の経費について補正を行うものでございます。

歳入からご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金として1億2,703万7,000円の増額を、目2民生補助金では、住民税非課税世

帯等臨時特別給付金事業における令和3年度の実績確定分及び令和4年度分を合わせた事業費補助金1,950万円と令和4年度分の事務費補助金279万円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出の説明を行います。

まず、人件費の補正予算につきましては、12、13ページの款1議会費から36、37ページの款10教育費において、令和4年4月1日付の人事異動に関わる人件費補正として、各予算科目の節1報酬、節2給与、節3職員手当、節4共済費、節8旅費、節18負担金、補助及び交付金においてそれぞれ予算調整を行うとともに、奈良県市町村総合事務組合負担金の負担率変更に伴う減額を行い、人件費全体で432万5,000円の減額補正を行うものでございます。

また、地方公務員等共済組合法の一部改正により、令和4年10月から会計年度任用職員等が新しく市町村共済組合員として加入することとなることから、それぞれの担当科目において共済費とその他社会保険料の間で予算調整を行っており、全体で35万6,000円の増額を行っております。

それでは、人件費補正及び共済費等その他社会保険料の補正以外についてご説明申し上げます。

ページをお戻りいただき、14、15ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実績が確定したことに伴い、不用となった交付金を返還するため、節22償還金利子及び割引料で返還金468万3,000円を増額するものでございます。

次に、目2文書広報費では、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新型コロナ対策事業として、きめ細やかな情報発信を行うため、節10需用費の印刷製本費4万9,000円、通信運搬費25万2,000円、その他委託料30万円を増額するものでございます。

次に、ページ中段、目3財産管理費では、同じく新型コロナ対策事業として、節10需用費において、M i i M o 食堂の環境整備及び大階段の改修で修繕料795万2,000円、オンライン会議用の備品購入のために節17備品購入費で200万円を増額し、また、新たな執務場所となった分庁舎において清掃業務を委託するため、節12委託料33万5,000円を増額するものでございます。

14、15ページ下段から16、17ページ上段をご覧ください。

目4企画費では、新型コロナ対策事業として、今後感染症が拡大した場合でも行政サービスの質の低下を招かないよう、ウェブ会議やテレワーク等に対応するリモート環境の整備及

びその環境下において安定した接続を確保するために、節12委託料で220万円、節17備品購入費で1,695万1,000円を増額するものでございます。

目7交流まちづくりセンター費では、大型プリンターの廃棄及びM i i M o キッチンスペースの害虫駆除手数料として、節11事務費で手数料12万1,000円を増額するものでございます。

続いて、少し飛びますが、22、23ページをご覧ください。

款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業では、節3職員手当等、節10需用費、節11事務費、節12委託料、節18負担金、補助及び交付金において、臨時福祉給付金を給付する事業費として総額1,474万円の増額と、令和3年度臨時福祉給付金事務費補助金の返還金として、節22償還金利子及び割引料にて64万8,000円を増額を行うものでございます。

同款、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、新型コロナ対策事業として、後ほど説明しますみやけお買い物券に子育て世帯に対する生活支援分を上乗せするために、節10需用費、節11事務費、節12委託料において総額650万円の増額を行うものでございます。

次に、24、25ページをご覧ください。

目6幼稚園費では、同じく新型コロナ対策事業として、園内の自動水栓への改修として、節10需用費で修繕料454万3,000円を増額と、園内W i - F i 環境整備費として節12委託料で67万5,000円、節17備品購入費で69万3,000円を増額を行うものでございます。

同ページの目8放課後児童健全育成事業費では、中小企業診断士の報償費として節7報償費にて3万5,000円を増額を行うものでございます。

続いて、26、27ページをご覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、新型コロナ対策事業となる新型コロナウイルス感染症等支援給付金事業として節11役務費で2,000円、節18負担金、補助及び交付金で100万円の増額を、生活支援サービス事業として節12委託料で20万円の増額を、避難所新型コロナウイルス感染症対策事業として節11役務費で2,000円、節17備品購入費で21万8,000円を増額を、感染症対策用品購入事業として節11役務費で4,000円、節10需用費で50万円、節17備品購入費で165万6,000円を増額を行うものでございます。

続いて、30、31ページをご覧ください。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、新型コロナ対策事業として、オープンファクトリー等を実施するための運営委託料として節12委託料で300万円の増額を、住民の生

活支援と消費喚起による地域産業の活性化を図ることを目的にみやけお買物券を発行する町費負担金支援事業費として節10需用費で22万3,000円、節12役務費で171万5,000円、節12委託料で7,550万円を、それぞれ増額を行うものでございます。

続いて、32、33ページをご覧ください。

款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、節10需用費において、Jアラート受信機の修繕料として30万円の増額を行うものでございます。

次に、34、35ページをご覧ください。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費では、新型コロナ対策事業として節10需用費で感染症対策の消耗品費49万9,000円の増額と、小学校体育館のトイレを洋式化するために修繕料244万円を増額するものでございます。

最後に、36、37ページをご覧ください。

款14予備費、項1予備費、目1予備費では、財源調整のために330万円の増額を行っております。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ1億4,932万7,000円を増額し、予算総額39億9,178万6,000円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

次に、議案第27号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算については、介護保険システムの改修に伴う経費について増額補正を行ったものでございます。

歳入よりご説明いたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目5介護保険事業費補助金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金として22万円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、介護保険システムの改修費として節12委託料で33万円の増額を行うものであり、款8予備費において11万円の減額を行い、財源調整を行ったものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、歳入歳出それぞれ22万円を増額し、予算総額8億4,022万円とする補正予算の提出を行ったものでございます。

続いて、条例の一部改正1件についてご説明申し上げます。

議案第28号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部

を改正する法律、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日付にてそれぞれ公布されたことにより、本条例において所要の改正を行うものでございます。

主な改正概要ですが、施行日ごとに申し上げます。

まず、令和5年1月1日を施行日とする改正については、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当等の関わる所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するもの及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族を有するものについて提出義務を追加するとともに、記載事項に配偶者の氏名を追加するものでございます。

次に、令和6年1月1日を施行日とする改正については、所得割の課税標準や配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除、確定申告書の記載によって行う改正とともに、公的年金等受給者の住民税申告義務に関わる規定の整備等を改正するものでございます。

最後に、令和6年4月1日を施行日とする改正として、納税証明者や固定資産課税台帳において、住所に代わるものとして、施行規則で定める事項を記載したものを交付、または閲覧に供しなければならないこととする文言を追加するものでございます。

次に、専決処分事項報告4件についてご説明申し上げます。

承認第3号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第13回補正予算については、令和3年度の明許繰越事業として新たに子育て世帯臨時特別給付金事業を追加する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第4号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第1回補正予算については、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び子育て世帯生活支援特別給付金事業、保育所入所事務事業に要する経費において、緊急で予算を措置する必要が生じたため、増額補正を行ったものでございます。

歳入からご説明します。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種費用負担金として22万7,000円の増額を行ったものでございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2民生負担金では、保育所運営費国庫負担金として281万9,000円の増額を、目3衛生負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金

として595万円の増額を行うものでございます。

次に、同款、項2国庫補助金、目2民生補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金として659万円の増額を、目3衛生補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として584万1,000円の増額を行うものでございます。

同ページ下段、款15県支出金、項1県負担金、目2民生負担金では、保育所運営費県費負担金として103万2,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出をご説明いたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業として節3職員手当等、節10需要費、節11役務費、節12委託料と合わせ109万円の増額及び節18負担金、補助及び交付金の補助金550万円を合わせて659万円の増額を行うものであり、また、同節の負担金、補助及び交付金において、地域型保育給付費の増加分として負担金488万6,000円の増額を行うものでございます。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、新型コロナウイルスワクチン4回目の接種を実施するための事業費として節1報酬、節12需用費、節11役務費、節12委託料、節13使用料及び賃借料においてそれぞれ増額を行い、計1,201万8,000円の増額を行うものでございます。

最後に、12、13ページをご覧ください。

款14予備費では、今回の補正予算の財源を調整するため103万5,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算額は、当初予算総額38億2,000万円に対して歳入歳出それぞれ2,245万9,000円を増額し、予算総額を38億4,245万9,000円とする補正予算を行ったものであり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年5月21日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

次に、承認第5号（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日付にてそれぞれ公布され、令和4年4月1日付にて施行されることに伴い、本条例についても所要の改正を緊急に行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令

和4年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正概要は、法律改正に伴い、法人町民税の申告納付を規定する部分の項ずれの反映、固定資産課税台帳の閲覧の手数料を規定する部分への文言追加及び貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関わる課税標準の特例措置の我が町条例の割合を定める条例の新設、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正及び令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇額の2.5%とする改正を行うものでございます。

次に、承認第6号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和4年3月31日付にてそれぞれ公布され、令和4年4月1日付にて施行されたことに伴い、本条例についても所要の改正を緊急に行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正概要は、国民健康保険税の課税限度額について、医療保険分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引き上げる改正でございます。

続きまして、報告2件についてご説明いたします。

報告第3号。令和4年度に明許繰越を行った転入転出手続ワンストップ化事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯臨時特別給付金事業、農業委員会における情報収集等業務効率化支援事業、道路メンテナンス事業、学校等における感染症対策等支援事業の6事業において、事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

報告第4号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、令和4年度に明許繰り越しを行った流域下水道に係る市町村建設負担金において、事業費並びに繰り越すべき財源について、地方自治法第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

以上が今定例会に提出いたしました議案3件、承認4件、報告2件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（辰巳光則君） ただいま町長の説明が終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第9、承認第6号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件、承認4件は、各常任委員会へ付託したいと思います。また、委員会は全員でございますので、総括質疑は割愛いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算についてより日程第9、承認第6号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案3件、承認4件は、各常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。

日程第10、報告第3号 令和3年度三宅町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第11、報告第4号 令和3年度三宅町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についての2件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告とします。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

日程第12、同意第6号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第6号 三宅町固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員1名の任期が令和4年6月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであり、住所、氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

磯城郡三宅町大字伴堂1番地の18。

伊藤 勝。

昭和29年11月7日生まれであり、再任でございます。

ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辰巳光則君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎選挙第1号の上程、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第13、選挙第1号 奈良県広域消防組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推薦によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

奈良県広域消防組合議会議員に、私、辰巳光則を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました私、辰巳光則を奈良県広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳光則君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、辰巳光則が奈良県広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳光則が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

◎一般質問

○議長(辰巳光則君) 日程第14、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

今定例会に通告されました議員の発言を許します。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長(辰巳光則君) 10番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

10番議員、池田年夫君。

○10番(池田年夫君) 議長のお許しがありましたので、一般質問を行います。

ヤングケアラーについて質問します。

大人に代わり家族の世話や介護などを担うヤングケアラーについて、厚生労働省が4月、小学校6年生を対象にした初の調査結果を公表いたしました。回答した9,759人のうち6.5%が家族の世話をしていると答えました。約15人に1人です。ケアを始めた年齢は10歳から12歳が40.4%、7歳から9歳が30.9%で、6歳以前からは17.3%いました。早くから家族のケアに関わるケースが少なくない実態が浮き彫りになりました。

ヤングケアラーは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供(日本ケアラー連盟)とされています。年齢や成長の度合い以上に重い責任を負わされ、生活や介護に困難を来す子供への支援は重要な課題です。

調査によれば、ケアを必要する家族は兄弟が71%と最も多く、次いで母親の19.8%でした。内容は見守り40.4%、食事の準備や掃除洗濯35.2%、兄弟のお世話や送り迎え28.5%などです。頻度はほぼ毎日が52.9%でした。平日1日にケアに要する時間は1時間から2時間が

27.4%と最多ですが、7時間以上も7.1%いました。ケアに充てる時間が長くなる子供ほど、遅刻や早退が増えています。授業中に寝てしまう、宿題ができていない、提出物を出すのが遅れるという子は、ケアする人がいない子の約2倍です。学校生活に支障が出ていることが改めて確認されました。

しかし、特にきつさを感じていないとの答えは半数に上りました。7時間以上ケアをしている子供たちでも3割強が、特に大変さを感じていないと回答しました。家族へのケアが常態化し、大変さが十分に自覚できていない可能性を示唆しています。ケア時間が長い子ほど、家族の事を話したり相談しても何も変わらないという割合が高くなりました。困難を抱え込み、孤立を深める姿が浮かびます。

学校や大人への要望では、特にないが50.9%の一方で、自由に使える時間が欲しい15.2%、勉強を教えてほしい13.3%、自分のことを話してほしい11.9%の声も寄せられています。頑張りをほめてほしいという切実な訴えもあります。

子供の状況を的確につかみ、耳を傾け、心を通わせる細かな対応が重要です。相談支援を開始した自治体もあります。三宅町の実態はどのようになっているのか調査されたのでしょうか。町長の所信を伺います。

答弁によっては、自席から再質問を行わせていただきます。

これで終わります。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

ヤングケアラーに関する実態調査については、奈良県においても令和3年6月、県内公立中学校3年生及び県内公立高等学校全生徒を対象に実施されており、週3日以上、平日3時間以上、家事や家族の世話をしていると回答した人数は、中学3年生で76人、高校生では101人だったことが発表されております。

議員がおっしゃるように、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担があることで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、そもそも大人が担うべき家事や家族のケアを日常的に行っていることにより、本来社会が守るべき子供の権利が守られていない可能性があります。

また、これまで日本においては、家族が家族の世話をすることに対して当たり前だという捉え方があったため、中高生であっても介護力と見られ、大人の介護者と同等に扱われる傾向があったために、そうした状況が、子供の権利が守られていない状況であることへの気づ

きを遅らせてきました。

ヤングケアラーへの支援については、子供に関わる学校などの関係機関や家族に関わる医療や福祉などの関係機関がヤングケアラーについて理解を深め、子供の負担に気づき、本人からしっかりと話を聞いた上で、その子供や家族が置かれている状況を理解し、それを踏まえて必要な支援を検討し、つなげていく必要があります。

三宅町においては、これまで各事業を通して把握した家庭に対して、要保護児童対策地域協議会において、学校をはじめとした関係機関と連携し定期的な情報共有を行い、必要となる相談支援やサービス提供など、対象家庭に必要な支援が受けられるように対応してまいりました。

今後は、各機関がヤングケアラーについて理解を深め、学校など子供と直接関わる機関において早期発見、把握に努めていただき、関係機関による情報共有を行い、各家庭や子供に対して必要な支援が行き届くよう対応してまいります。

○議長（辰巳光則君） 池田議員、再質問。

池田議員。

○10番（池田年夫君） 今、町長のほうから、県の調査の実態調査報告だとか町の取組などにも回答されたわけであります。

そのヤングケアラーを行っている子供は、多くの場合、親が病気などの困難を抱え、ひとり親世帯などでは経済的な苦しさも重なります。コロナ禍で生活が一層悪化したおそれもあり、自治体が実態をよくつかみ、生活困窮者支援のキオクが欠かせないわけであります。

家族のケアで困難にある子供が見えにくいとされる大きな要因は、家庭内の問題とみなされる風潮です。医療、介護、福祉行政の大幅な後退が家庭に責任を負わせる流れに拍車をかけています。そして、自己責任論で子供を追い詰めないで、行政が手を差し伸べ、すべきことを主張し、一般質問を終わります。

◇ 森内哲也君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、6番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

6番議員、森内哲也君。

○6番（森内哲也君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私のほうからは2点、今回質問させていただきます。

まず1つ目です。

住民さんのやりたいを応援する、住民さんにとって伴走者であり共創者という宣言を町としてしてくださっています。応援してほしい、あるいは伴走してほしいと思った場合はどのような方法がありますかというタイトルが1つです。

宣言されておりますビジョンミッションバリューについて、込められた思いの部分には非常に賛同しております。そのビジョンミッションバリュー、対話、挑戦、失敗と掲げられておりますけれども、それを野球に例えてキャッチボール、フルスイング、三振と同じですというように、町長、されている記事を読みました。分かりやすい例えかなと、私はそのとき感じました。

では、具体的に住民さんが応援してほしい、伴走してほしい、共に走ってほしいと考えた場合にどのような手続を取ればよいのでしょうか。また、手続以外にどういう内容、思いが込められているほうが行政としては応援しやすい、あるいは共に伴走しやすい、走りやすいということがあればお答えいただけたらと思います。

個人的に困っているというようなことであれば、担当窓口へ相談することからスタートすると思いますので、まちづくりに関する思いというのを想定していただけたらと思います。

私の頭の中では、例えば交通弱者の足問題、地域交通に何か住民さんが取り組みたいと思われている場合、あるいはシビックプライド、地元を好きになる、まちを好きになるという気持ちの育成の一環として、地元の三宅の歴史などを広く知ってほしいという思いで住民さんが活動したいと言われたときにどうでしょうかというふうに思っております。

2つ目です。

三宅町の地域交通問題、交通弱者の問題を考えるにおいて、有償運送、交通空白地有償運送と福祉有償運送というのがあるようです。その可能性と課題についてというタイトルにしました。

質問内容です。

現在のタクシーチケットでは、行きたいところから行きたいところへの有料の送迎がなかなかできないようなことになっております。三宅町における交通弱者の問題を考えるに当たっては、交通空白地有償運送、福祉有償運送というふうな制度の利用が参考にならないかと考えております。

福祉有償運送では、許可を得た住民さんが認定された人を、町内だけと限定することなく、その人を病院や買い物に送迎できるというふうなふうに聞きました。住民の助け合いの輪が広がる可能性もあると思いました。

そこで、質問です。

現在、福祉有償運送は、磯城郡福祉有償運送運営協議会が中心となって協議をされていると思いますが、その協議会の活動内容をお答えください。

また、交通弱者問題に取り組むには、継続性、一過性であってはいけないということですね、継続性のあることが一番だと思っております。頑張るやる気のある住民さんが始めたとしても、なかなか行政の協力がなくて継続してこの問題に対処できないと思っております。交通弱者の問題に取り組むために、住民さんが主体となり、交通空白地運送、または福祉有償運送を利用したいと考えたときの課題など、行政としての所見を伺えたらと思います。

再質問は自席でさせていただきます。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えいたします。

まず、応援してほしい、伴走してほしいと思った場合、どのような方法がありますかについてお答えいたします。

本町のビジョンミッションバリューは、自分らしくハッピーにスモールタウンの実現に向け、町内外に広く本町のあるべき姿をお示しするとともに、庁内の職員一人一人が持つべき行動指針として、昨年度に策定したところでございます。

本町としては、形式的な手続論にこだわることなく、地域住民の皆様から応援や伴走の要望があれば、まず対話からスタートすることで、相手方の要望や思い等を丁寧にくみ取っていくことが大切なことであると考えます。

したがって、ご質問にある個人的なお困り事のほか、まちづくりに関する相談等につきましても、これまでと同様に、庁内のそれぞれのセクションごとの窓口へまずお声がけいただくことで、対話を通じて相手方の相談内容やご要望等を十分に把握し、お困り事の解決等に向け、庁内職員が伴走者として寄り添いながら一緒にゴールを目指し進んでまいりたいと考えております。

なお、今後は、地域住民の皆様側、行政側の双方にとって、より分かりやすい共創のシステムづくりを進めるため、他の自治体での先進的な取組も参考にしながらルール等の見える化を図るほか、民と公をつなぐ重要な役割を持つコミュニティープロデューサーの新規採用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、三宅町の地域交通問題を考えるにおける有償運送の可能性と課題について

お答えします。

まず、磯城郡福祉有償運送共同運営協議会の活動内容についてですが、福祉有償運送共同運営協議会は、福祉有償運送サービスの必要性、課題、利用者の安全と利便の確保の方策等を協議するため地域の関係者により設置され、三宅町では、磯城郡福祉有償運送共同運営協議会を川西町、田原本町と共同で設置し、磯城郡で福祉有償運送事業を行おうとする団体の運送の必要性などを協議しています。

協議会は、磯城郡福祉有償運送共同運営協議会設置要綱第9条の規定により、1つ、NPO等による道路運送法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新及び道路運送法第79条の7第1項の規定に基づく運行に関わる申請がされている場合、2つ目、その他福祉有償運送事業の適正実施に必要な場合を開催され、その都度協議を行っているところでございます。

次に、住民さんが主体となり、交通空白地有償運送または福祉有償運送を利用したいと考えたときの課題についてですが、地域における移動手段の確保については、まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス、タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討した上で、既存のバス、タクシー事業者による運送サービスの提供が困難な場合には、地域の移動ニーズに応じて関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担の下、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討する必要があると考えます。

自家用有償旅客運送は、地域住民の生活に必要な移動手段を確保する交通空白地有償運送と身体障害者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象とした福祉有償運送に区分され、市町村やNPO法人、社会福祉法人などの団体が主体となって実施することができますが、本町では既にNPO法人や社会福祉法人が主体となって福祉有償運送を実施しており、身体障害者、要介護者などの方々が利用されています。

なお、交通空白地有償運送については、現在、本町では未実施となっております。

いずれの有償運送についても、実施する団体等が市町村、NPO法人、一般社団法人または一般財団法人、地方自治法に規定する認可支援団体、地域社会福祉法人や営利を目的としない法人格を有しない権利能力なき社団が実費の範囲内で営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うものであり、任意団体や個人事業主、営利法人は自家用有償旅客運送を行うことができないことから、実施するに当たっては、交通空白地有償運送、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価を含め、必要性の判断についての議論を十分に行う必要があると考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） そしたら、再質問させていただきます。

今日こういった質問するときには、私の頭の中にあることは、災害発生時によく自助、共助、公助というようなことが言われますけれども、まずは1人でできることってあまりなかったら、地域で助け合い、いきなり行政にやってくれ、やれと言う前に、その辺の視点は大事なかなと思っているところではあります。

まずは、共創者、伴走者と応援してもらうにはどうしたらいいでしょうかという質問に対して回答いただきました。そこには、今までと変わることなく、取りあえず相談窓口に来てくださいよという回答だったと思います。小さなまちなので、それでいいかなとも思います。

ただ、1つ懸念としては、やはり小さいまちだからこそ、何かあいつだけが優遇されておるみたいなの何か僕にしたらしょうもないなと言うたら怒られますけれども、そういう意見も出てきやすいんで、やっぱりある程度、先ほどもちらっと見える化を図るみたいな言葉も出てきましたけれども、その辺も大事じゃないかなとも考えているので、話、何かこんな相談来てくれてということは何かお考えありますか。

○議長（辰巳光則君） 今のんで分かりますか。ちょっと質問がもうちょっと。

○6番（森内哲也君） 小さなまちを利用して、気軽に相談に来てねという回答だったと思います。それではそれでいいのかなとは考えているんですけども、小さなまちだからこそ、何かあいつだけが優遇されておるみたいなそういう意見も出てくるのかなとは考えているんで、だから、いろんな相談事なり助けてほしいという、個人的なことはプライバシーに関わるんで、割と大きなまちづくりとかということに関しては、こういう相談がありましたよ、こういう相談もありましたよ、こういう応援しますみたいなことが割と皆さんに見えるような形にしておいたほうがいいのじゃないかな。そこは何かシステムにこだわることなくという言葉があったんですけども、その辺のある程度見える化みたいな部分が必要じゃないかなとは考えているんですけども、それについてということで。

○議長（辰巳光則君） あった質問を、こんなんありました、こんなんありました、こんなんありましたと、もっとしていくという感じ。

○6番（森内哲也君） 何かどうしてもあいつだけ優遇されとるみたいな、あいつは町長と仲ええからみたいな、何かそういう話も、こういう言い方はよろしくないですけども。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 先ほどのお答えの中でも回答させていただいていますけれども、より

分かりやすい、見える化の仕組みづくりというところは課題感を、行政としても今、感じているところですし、また、そういった必要性というところを感じていますので、今回回答でもさせていただいた他の先進地の事例等々も参考にしながら、三宅町でそういったモデルというところをどういうふうにつくっていけるかというところは、共に考えていきたいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） ありがとうございます。前向きに取り組んでください。

以前、三宅町の随意契約保証型民間事業提案制度みたいなのもトライしようと言われていたこともあります。それをちょっと調べていたら、個人とか、町民さんとか、町の団体からの意見も聞いて事業化するでみたいなシステムを取り入れられているところもあるというようなこともあったんで、何かそういうのも見える化するにはいいのかなとは思ったんですけども、やっぱりなかなかルールをつくと職員さんの仕事も増えたりとかってあるんで、どうかなというのはあるんで、以前のそういうところの検討もしていただけたらなとも思っております。これぐらいでいいですかね。何か、いいですか。

じゃ、次、移ります。

足問題です。地域公共交通の弱者問題ということで質問させていただきました。

回答については、これ、福祉有償ということになると、やはり福祉の担当部局の話になってくるので、タクシーチケットという、やっぱり政策推進課かな、なってきますので、今、A s M a m a さんとかでも送迎の問題に取り組んでいただいている、そちらは健康子ども課みたいな話にもなってくるので、なかなか、だからどうしてというふうに言いにくい話かなと思っているんで、全庁挙げて当然取り組んでいかないといけない問題かなと考えてはおります。

ちょっと確認なんですけれども、この福祉有償運送、なかなかしゃべりにくい言葉ですが、まず、なかなかハードルは高いかもしれませんけれども、自家用車を使って送迎できるということだと思います。

もう一点は、ちょっと確認で、そうですとかそうじゃないですの回答でいいんですけども、基本的に、ほかの自治体の例を調べていると、一自治体で1つなんで、例えば三宅町でやろうと思ったら三宅町だけで決めたりはできると思うんですけども、うちの場合は磯城郡ということなんで、それぞれ川西町さんとか田原本町さんの意向みたいなこともどうしても入ってきちゃうよという理解でいいのかということと、この制度をもしタクシーみたいな形

で利用できるのであれば、やはり制限があって、障害を持っておられる方とか、介護認定を受けておられる方とかにどうしても限っちゃいますよというような答えであったかと思うんですけども、その辺はそういう理解で間違いないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 宮内部長。

○住民福祉部長（宮内秀樹君） おっしゃっていただいたような理解で問題ないと思うんですが、福祉有償に限っては、対象者の方が身体障害者の方、介護認定を受けておられる方とか、そういう方限定というような形になってきております。

磯城郡のこの共同運送の協議会のほうの設置も、一応地区として、三宅町だけじゃなしに川西町、田原本町という形の地区設定という形もできますので、そこは磯城郡に広げてということは可能にはなっております。

○議長（辰巳光則君） 森内議員。

○6番（森内哲也君） 分かりました。もう少し、やりたいことははっきり分かっているんですけども、どうするかというところの方法論を私とか住民さんがと言うたらええかな、もっと練らないといけないというのはよく分かりましたので、また力になっていただきたい、教えていただきたいという思いがあります。

終わりなんですけれども、住民さんの声聴いて事業化してくれよみたいな話をしているんですけども、やっぱりそういう話って、我々議員さんも声聴いてしないといけないん違うのかという、自分にもかかってくるような思いは持ちつつの質問しているということだけ言わせてもらって終わります。ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） よろしいですか。

◇ 渡 辺 哲 久 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、5番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。

5番議員、渡辺哲久君。

○5番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

児童館について。

三宅町は、教育委員会、小学校においても、福祉部局においても、子育て支援を大切にしてきました。母子保健に始まり、幼稚園、小学校、子育て支援センター、障害児支援、学童保育など、出生時から切れ目のない支援を維持し、訪問型の支援も展開してきました。森田町長も、子育て支援には高い政策順位で力を入れてきたと思います。

しかし、抜け落ちたままになっているのが児童館です。

2014年に児童館と学童保育が上但馬のふれあい総合センターを拠点に指定管理になりましたが、総合センターの耐震診断で重大な施工不良が分かり閉鎖され、2015年10月に学童保育の事業委託に変更され、活動場所が三宅小学校に移りました。

M i i M o の開設に当たって、児童館機能についても幾らかの論議はありましたが、結果的に児童館機能は含まれていません。三宅町にも不登校の児童がおり、ヤングケアラーがおり、貧困を背景に虐待につながることを懸念される子供がいます。

こうした支援を必要とする子供たちが、学童保育に通えるとは限りません。むしろ学童保育に通えない子供が多いのが実情でしょう。そうした子供に居場所を提供したり、あるいは出向いて行って支援する児童館が必要です。

場所を提供すれば、そうした支援が必要な子供が集まってこれるかと言えばそうではありません。居場所をつくるためには出向いて行っての支援が必要です。子供との信頼関係がないと支援は成り立ちません。児童館という場所と、そこを活用していく児童館機能の両面が必要です。

支援を成功させるためには、教育、福祉などの関係機関のみならず、地域住民の協力も必要な時があります。まちが一体となった取組が必要です。

以下質問します。

1、不登校の児童がおり、ヤングケアラーがおり、貧困を背景に虐待につながる子供を懸念される子供がいます。その存在と個々の現状について、町としてどのように把握していますか。

2、三宅町は児童館について必要と考えているのかどうか。必要と考えるなら、どのようなものをどのようにつくっていくのか、基本的な考えをお聞かせください。

3、今年度、10代の居場所づくりを目的として2名の地域おこし協力隊を健康子どもに受け入れ、ティーンズリンク事業が始められています。事業の骨格を検討されている段階だと思いますが、現状をお聞かせください。

予算委員会で、ティーンズリンク事業は不登校の子供の支援など児童館機能の支援に入るとの質問し、検討できると回答いただきました。ただ、ティーンズリンク事業自身の趣旨と児童館機能の問題がずれるところもあるかもしれず、どのように整理されるのか注目しています。予算委員会以降、何か検討されていることがあればお聞かせください。

以上です。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1件目の不登校やヤングケアラー、虐待につながるものが懸念される子供の把握については、さきの池田議員の一般質問でも回答いたしましたとおり、健康子ども課が所管する子ども家庭総合相談窓口にて、児童虐待につながる要因を持つ家庭や、妊娠届や障害福祉サービスや児童扶養手当などの申請の際に把握した情報を基に、教育が困難になるおそれのある家庭を把握するよう努めております。

また、要保護児童対策地域協議会で行う関係機関との定期的な情報共有により、支援の必要な家庭について把握するよう努めております。

次に、児童館の必要性及び基本的な考え方についてですが、児童館の設置理念として、子供の心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する施設とうたわれております。

また、施設特性としては、子供がその置かれている環境や状況に関わりなく自由に来館して過ごすことができることが示されており、子供たちの育ちを支えるためには必要な場所であると考えます。

交流まちづくりセンターM i i M oの設置に関わる協議においても、児童館の必要性には触れており、M i i M oが児童館の設置理念や特性を担い、施設運用を行うことを目指すために、子供が生き生きと学び、暮らせる環境をまちぐるみで育むを施設コンセプトに掲げております。

現に、M i i M oのオープン以来、センターを様々な年齢の子供たちが利用しており、宿題をしたり、友達と話し込んだり、屋外で走り回ったりと思い思いの過ごし方で楽しんでいる姿が見られます。

また、現在、M i i M oでは子供会議が組織されており、子供たちの思いを形にするため、子供たちが中心となって企画運営について話し合わせ、駄菓子屋などのイベントが催されています。

少しずつですが、交流まちづくりセンターが子供たちの居場所になってきていると感じております。

こうした流れを定着させるとともに、子供たちが安心してくつろげる場所として、また子供と地域の大人がつながりを持ち、子供たちの成長を支援する場所となるよう、これから仕組みをつくってまいりたいと考えております。

次に、ティーンズリンク事業の進捗状況についてですが、当事業については、三宅町に就任していただく地域おこし協力隊を中心に事業を進めていく予定としております。

現在、地域活性化起業人制度を活用し、地域おこし協力隊の採用手続を進めている段階であり、今後地域おこし協力隊の採用が決まり次第、順次進めてまいりたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、再質問。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 最初に、事実関係、少し確認したいことが幾つかありますので、その質問をします。

町長の今の回答で、M i i M oに子供たちが集うようになった、それは事実だと思うのですが、児童館機能で想定されている機能の一部をM i i M oが実質担っているという認識なのか、あるいは児童館そのものとして設置しているという認識なのか、そこはどうなんですか。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） 児童館そのものとは考えておりません。児童館が本来担うべき役割等があると思いますけれども、そちらの役割について、M i i M oのほうでそういった活動というんですかね、子供たちの居場所であったりとか、子供たちに対する支援という場所づくりをM i i M oの中でできたらなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） もちろんM i i M oがそういうふうに機能していくのは、そういう目的を持ってつくった施設なので、喜ばしいことだと思いますが、やっぱり質問で対象にしているような子供たち、なかなかそこには行き難い状況もありますので、やっちゃったよという認識をしちゃうとその先が進まなくなるから、ちょっと心配をして質問しました。理解しました。

具体的にちょっと2つ教えてほしいんですが、子ども家庭総合相談窓口というのは、様々な子育ての課題をワンストップ化して、今までだったら各担当が個別に相談に乗っていたものを、まとめたということだと思うんですけれども、そうすると、その窓口立つ人がいろんな領域について総合的な知識を持っていて、支援、ぶち切りの支援じゃなくて全体的な相談に乗れるというか、全体的な支援の仕組みをつくっていきける力が求められると思うんですね。そういう子ども家庭総合相談窓口に返還するに当たって、どんな体制に今はなっている

のか、そこを教えてくださいというものが1つ。

それから、これは担当が違うかも知れませんが、M i i M oの子ども会議というのは、今、子供たちがもちろん主体にはなるとは思うんですけども、その支援は不可欠だと思うので、子ども会議の運営の支援はどこが行っているのか。

この2点聞かせてください。

○議長（辰巳光則君） 植村局長。

○健康子ども局長（植村恵美君） すみません。まず先に子ども家庭総合相談窓口についてですけれども、今現在、本来は、名称はそうさせていただいているんですけども、本来の子育て包括支援センターという母子保健型の妊娠から子育て期までの一貫した支援をしていくということで、保健師が主体となって実施しております。

あと一つ、子ども家庭総合拠点事業というものがあるんですけども、そちらに関しては、虐待であったり、ちょっと要支援、支援の必要な子供さんに対しての総合相談窓口ということで開設しております。

その2つの機能を合わせ持ったものが子ども家庭総合相談窓口としておりますので、健康子ども課のほうにその窓口のほうを設定しておりましたけれども、ですので、専門職、保健師、社会福祉士のほうで相談対応、あと心理士ですね、で対応しております。

あらゆる相談ということになりますので、その辺につきましては、今、要対協、要保護児童対策地域協議会があるんですけども、そちらのほうで各関係機関集まっておりますので、その中でいろんな進行管理会議であったりとか、ケース検討会議とかをさせていただいておりますので、幅広く支援の手だてというのは検討させていただいているところでは。

○5番（渡辺哲久君） 分かりました。

○議長（辰巳光則君） もう一つのほう。

竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） あと2点目の子ども会議のほうでございますけれども、子ども会議自体、そもそも昨年度から組織として成り立っております、昨年度はM i i M o運営室ございましたので、M i i M o運営室のスタッフが中心となって運営のほうをバックアップさせていただいたという形になるんですけども、今年度、組織体制変わりました、政策推進課のほうに引き継がさせていただいておりますので、M i i M o運営室から継続的に携わっている職員もおりますし、新たに担当課長も変わりました、今一緒

になって運営会議のほうを進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 次の質問をします。

不登校の問題にちょっと焦点を当てて質問をします。

質問書では不登校の問題、特に詳しく問いただしてわけではないので、急な質問になりますので、答えられる範囲で答えていただければと思います。

まず、現状、なぜ不登校の問題を気にしているかというのと、やっぱり来れない、例えばM i i M oという場には、学校にも来れないからM i i M oに来るのもなかなかハードル高いんじゃないかなと思うんですね。不登校の子供の支援について、今現状どんなふうに取り組まれているのか、ちょっと現状の確認をさせていただきたいと思いますので、教育委員会になるんですかね、現状をまずお聞かせください。

○議長（辰巳光則君） 澤井教育長。

○教育長（澤井俊一君） 現状、人数でいきますと、小学校で何名か、中学校ではちょっと2桁に上りますが、人数が不登校ということで承知をしております。

毎月学校からその一人一人の状況が上がってまいります。本町の教育委員会にも指導主事がございますので、そこでの連携が学校長と常に行われておりますし、校園長会というものがございます。その中でもそういうことが課題として取り上げられるというようなところが現状でございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 不登校のなったからといって、別に人生が終わるわけではなくて、いろんな経過を経て、私の身内にも小学校から不登校だった子が普通に今、子育てしながら元気に暮らしていますし、そういう知り合いはたくさんいますから、別にそれで終わるわけではないけれども、不登校になるということで、いろんな関係が切れていくとか、いろんな選択の可能性が狭まっていくというのはちょっともったいないと思うんですね。だから、学校に行けるということが別にゴールではないんだけど、孤立させないというそういう周りの関わりはとても大切だと思うんです。

ここから質問ですけれども、もちろん担任の先生とかは定期的に訪問されているとは思いますが、やっぱり教育の枠で家庭の支援をするというのはちょっと限界があると思うんですね。基本、訪問型支援で信頼関係持って、その子供を開きながら、その子の活動を

つくり出していくとか、関係をつなげていくとかそういうことになると、訪問型の支援を継続的にやれるように体制をつくっていかないとなかなか、どうしたらいいんだろうね、みんな悩みながら時間だけ過ぎていくということになりかねない。

そういう訪問型の総合的な支援について、何か具体案があるわけではないんですけども、そういうものが何か必要なんではないかなと、そっちの側から、学校サイドから踏み出すというよりは、そういう総合的な支援のものを何かつくり出すという、そこで学校と連携するというような仕組みにしないと、なかなか進まないんじゃないか。

児童館という場所に行けるかどうかは別として、そういう児童館機能、訪問型の支援を何か構築していくということが必要ではないかというふうに思うんですけども、そこについて何か考えはありませんか。聞かせてください。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員、どうされますか。要は、不登校対策について訪問型の支援を新た考えられたらどうですかというような感じですね。

○5番（渡辺哲久君） はい、そうです。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 課題として、御意見として、アイデアとしては、今日、認識させていただきます。また今後どうしていくかというところは議論を重ねていく必要があるかなと思いますので、貴重なご意見、ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 不登校といってもそれぞれの状況は違うし、不登校だけじゃなくて、さっき言ったヤングケアラー、池田議員質問されたヤングケアラーの問題とか、貧困とか虐待とかの問題とか、それぞれ個別にその状況に合わせた支援、みんな胸を痛めていて、何とか関わろうとするけれども、なかなか入り込めないというのが今の現状じゃないかと思うんです。

だから、おっしゃったように、検討するに当たって、やっぱりどこかリーダーシップ持って、どうしたらできるか、ちょっとみんな知恵貸してよ、さっき森内議員の質問とちょっと関連しますが、こういうものを不登校とかそういう困っている子供たちを孤立させないために三宅町でどういうことをやったらいいのか、みんなちょっと意見を聴かせてよ、何か知恵ありませんかという、そういうのを町のほうから提案して集まってもらうとか、そういうようなステップ踏んで事業を立ち上げるかどうかも含めて検討していくというそういう過程が大事ではないか。そこにいろんな教員に参加してもらおうということが必要ではないかなとい

うふうに考えますが、その点、検討できないでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 本当に、おっしゃるように、個別それぞれの子供たちというのがありますので、行くことが嫌だという子ももちろんいるのもありますし、それぞれのケースというのをどういうふうにしていくかというところ、一律の制度設計というよりは、個別にどういう思いを持っているかというのをしっかり知る、それは学校ともそうですし、行政とも、それぞれ親からもそうですし、それぞれ渡辺議員の質問の中でもありましたけれども、信頼関係がないとできないと。それはもちろんそれが一番大前提かなと思いますので、制度をつくるというよりは、信頼関係をいかにどこで、いろんなところで、ポイントをいろんなポイントをつくっていくことが非常に大切であるというふうには考えていますので、またこういったところ、それをどういうふうに制度化しながらそのポイントをどう増やしていくかというところも課題としながら考えていきたいなど。

また、タウンミーティング等々でも御意見とか受けながら、また住民さんから問題提起をいただいて、じゃ、皆さんでどんな意見ありますかとかいう、まちづくりトーク等々でもそういった話し合いもさせていただいて、フラットな場の話し合いというところも、まちづくりトーク、タウンミーティングでもさせていただいていますので、そういったところでまた問題提起いただきながら、みんなで考えていくというところは今後も続けていきたいというふうに思います。

○議長（辰巳光則君） 渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 放置されているというふうには思っていない。みんなそれぞれ気にして、それぞれ関わってくれている、町民の方々、行政の担当の方々、皆さんそれぞれに役割は一生懸命果たしてくれていると思うんです。でも、なかなか結果につながらない。そういう取組を現状掌握して、どこに課題があって、どこに壁があって、どうしたら打開できるのか。おっしゃるように、全部の課題を集めて1つの会議やって、じゃ、どうしましょうかというふうにはならないというのはおっしゃるとおりかなと思いますので、ただ、そういうことをちゃんと行政が現状を把握して、こういうような解決の仕方はできないんだろうかというふうに形にして支えていくというそういうところはやっぱり行政の役割ではないかなと思います。ちょっと今、具体的にこうしたらというのがあるわけではないんですけども、やっぱり児童館という、Mi i Moが担っている機能はそれはそれでいいと思いますけれども、それでできない部分について見落とさないで、現にみんなが取り組んでいることをきち

んと把握しながら形にしていく、現場を支えていく、行政が支えていく、そういうところでぜひ積極的な役割を果たしてほしいと思います。

これは要望ですので、回答は要りません。

質問は以上です。

◇ 川 鱒 実希子 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、2番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

2番議員、川鱒実希子君。

○2番（川鱒実希子君） 一般質問を行います。

私からは、地域おこし協力隊採用業務の改善についてです。

昨年度、三宅町が採用した地域おこし協力隊員が2人もやめたり更新を行わなかったりして、町を去りました。

本年度は、その轍を踏まないために、地域活性化起業人の活用を予算化しましたが、事情によりその会社が辞退され、再募集していると聞いています。

2009年度から始まり、現在5,000人以上の隊員が全国で活動している地域おこし協力隊ですが、ネットを見ると、地域おこし協力隊ひどいというサジェストもあり、実際に移住してみたら予想を裏切られたという声もあります。

今年度、三宅町が2泊3日のお試し地域協力隊を実施するなど mismatch の起こらない工夫をするのは、採用する側にとってもされる側にとっても大変よいと思います。希望を持って三宅町に来る人の期待を裏切らないために、2点提案し、町長の所見を伺います。

総務省によれば、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の振興が著しい地域に移住して、地域ブランドや地域産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組とあります。

体験した方のブログなどでも、移住する地方自治体と協力しながら地域活性化に向けた活動を行うなどと書かれています。したがって、応募者の中には、自分自身のやりたいことを既に抱えている人が多いのではないかと考えられます。

しかし、今回の三宅町の地域おこし協力隊は、Mi i Mo のコミュニティープロデューサーとティーンズリンク事業という明確な任務があります。自身のやりたいことがあるにもかかわらず、こうした事業に従事させられると、以下のようなネット上の不満に直結するおそれがあります。すなわち、仕事は行政の下請の雑用ばかり、国が費用負担してくれる安上が

りな労働者にすぎない、任期が終われば使い捨て。

こうしたことにならないために、まず1点目の質問です。

このようなことにならないためには、募集、お試し地域協力隊などの採用活動のあらゆる段階で町が地域おこし協力隊に担ってもら業務の内容をしつこく説明し、理解してもらべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、2点目の質問です。

地域おこし協力隊の賃金は月額18万円ほどですが、これでは優秀な人材を確保するのは難しいと思われます。特別交付税算入措置の上限である23万円まで引き上げて、より優秀な人材を募集すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川緒議員の一般質問にお答えいたします。

昨年度末までに地域おこし協力隊2名が自己都合と任期満了により相次いで本町を去り、議員の皆様大変御心配をおかけいたしましたこと、改めておわび申し上げます。

本町といたしましては、昨年度の教訓と深い反省から、採用上のミスマッチ等を防止すべく、今年度は国の地域活性化起業人制度を活用し、現在新たな地域おこし協力隊の採用手続を進めておりますが、議員お述べのとおり、Mi i Moを拠点とした新たな地域コミュニティーの創出と10代の居場所づくり、それぞれの取組に真摯に取り組んでいただける人材を新たに確保できるよう、本町と地域活性化起業人とが十分に議論を重ね、またお試し地域おこし協力隊制度も活用し、採用手続を慎重かつ丁寧に進めてまいりたいと考えております。

また、地域おこし協力隊員の賃金アップの御提案につきましては、本年度の予算上の制約、本庁舎内の会計年度任用職員や県内市町村に在籍する地域おこし協力隊員との賃金のバランス等に鑑みて、早急に結論を出すことは困難ではございますが、今後検討すべき課題の一つとして対応してまいりたいと考えております。

なお、現在、地域活性化起業人の随時募集を進めているところですが、今後の応募状況等のいかんによっては、本町として一連の採用手続から方向転換し、臨機応変に対応する必要もあるものと認識している旨を申し添え、回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 再質問。

川緒議員。

○2番（川緒実希子君） 地域活性化起業人が一社だけだったのが、いろんな制度上の制約も

あり、辞退されて再募集しているというふうに向いて、町長の今の御回答の中でも最後のほうで、今後の地域活性化起業人の応募状況のいかんによっては方向転換し、臨機応変に対応するとおっしゃっていますが、今後の応募状況によってはということは、つまり応募がなければということだと思えるんですけども、なければ方向転換するというのは、具体的にどうということなんでしょうか。それは、つまりお試し地域おこし協力隊もやらないということなんでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 竹谷部長。

○みやけイノベーション推進部長（竹谷公秀君） 議員お述べのとおり、今後の採用スケジュール等も鑑みまして、応募の状況いかんによっては、そのお試し地域おこし協力隊そのものの事業のほうも実施につきましても、有無を検討する必要があるのかなというふうな、今、認識をしているところでございます。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） まず、地域活性化起業人制度の活用をするかしないかというところを、まず一番最初に検討しないといけないところになるかなと。ただし、またその中でお試しのところをまた町独自でもできるかできないかとか、様々な方法というところを改めて構築していく必要があるのかなと。お試しを、地域おこし協力隊をやめるというのではなくて、募集も町で行って、効果的であるかどうかとか、様々な課題も検討しながら、どういった採用するのかということを一からもう一度見直す必要も今後あるかも分からないというところで、回答させていただいたという思いでございます。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） ちょっとできれば10月から地域おこし協力隊の方には来てもらってというふうな話も聞いていますので、もう6月ですから、もうちょっと結構厳しいスケジュールになっていく、かなりタイトですよ。来てもらって、引越したかもやってもらわなくちゃいけないし。それについては、私があればこれ言うような問題ではないので、できるだけ地域活性化起業人制度が利用で来て、万が一利用できない場合でも、お試し地域おこし協力隊は実現できる方法でぜひやってほしいなと思います。

2点目です。

協力隊員の今年度になってもらう、今年度というか、いい人材があれば、その後3年契約、3年間、年度ごとに更新となるんだと思えるんですけども、協力隊員に担ってもらう任務の具体的な内容をちょっと教えて下さい。それぞれMi i Moのコミュニティープロデューサ

一のほうがどんなお仕事なのか、それからティーンズリンクのほうはどのようなものなのか。固まっている範囲で結構なので、教えていただければと思います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ティーンズリンクのほうに関しましては、先ほど回答させていただいた形で、今現状、またその進捗というところ、渡辺議員の一般質問で回答させていただいた回答というところが今の現状でございます。

また、M i i M oのほうにおきましても、去年、採用のある程度の方向性、やってほしいことというのを固めていっている中で、より具体、M i i M oが動き出す中でこういった業務を担っていただきたいねというイメージも出てきているのかなというふうに思います。例えば、子ども会議でこんな意見、こんなことがやりたいとなったときに、やはり行政職員だけでは知識がなかったり、子どもたちの夢というかやりたいことをかなえるために、誰か自分の知り合いであったり実現できる人をつないでいくという作業をより具体にさせていただきたいなど。今まではどうしても官の運営のお手伝いの業務というのが非常に多かったかなというふうに思うんですけれども、そうではなく、やはり皆さんのやりたいをかなえるために、そういった実現をするためのネットワークであったり、地域と人をというか、つないでいくというようなそういった業務も具体にさせていただきたいなというふうに思っています。

具体的には、ちょっと漠然とした回答になっているかなと、よりイメージしにくくなったかなと思いますけれども、これでちょっと一旦回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 今、具体案、それでいいですか。

○2番（川鯨実希子君） 大丈夫です。

○議長（辰巳光則君） ほか。

川鯨議員。

○2番（川鯨実希子君） とてもよく、コミュニティープロデューサーのほうは大変よく分かったんですけれども、その業務だと、本当、一個人の方に担ってもらうにはなかなか難しいかなと思うんですよね。どちらかというところ、M i i M oをつくるに当たって、ワイキューブラボさんにいろいろ相談されていたかと思うんですけれども、そのようなコンサル的な、会社で言うとコンサル会社、個人でもそういうコンサルタンの肩書を持っているような方じゃないとなかなかできないのかなと。そういった方が月額18万で来るのかな。ちょっとそれは、何か私、個人的には難しいように思います。

例えば、企業で言っても、そういうコンサル会社にすることもありますし、ですから、予

算的なことで難しいのかもしれないんですけども、今回の地域おこし協力隊の採用というのがなかなかうまくいかない場合は、やはりそこまでやってもらうお仕事が専門的なプロデュース的なお仕事であるならば、それなりの会社と契約するとかという方向にかじを切っていく必要があるのじゃないかなと思いました。

それが1点と、もう一つ、先ほど渡辺議員の質問に、子ども局長から回答あった、ちょっとおやっと思ったんですけども、今この段階に来て、もう地域おこし協力隊採用するかどうかというようなところに来ているのに、いろいろコロナの問題とかですごく忙しいのは分かるんですけども、まだティーンズリンクの内容があまり固まっていないというのはちょっと、予算化されたのが3月の段階なのに、ちょっと時間が遅いんじゃないかなと思うので、その辺、もっと急いで内容を詰めたほうがいいんじゃないかと思いますが。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 川緒議員から御意見いただいて、1つの方法として、そういったコンサル等々にというのも1つの案として受けさせていただくのと、あと、今考えている中では、昨年度からずっと支援していただいているコンサルの方々もそうですし、ボードメンバーと言われるようなそういったコミュニティープロデューサー的な仕事をされている方々もメンバーとして合同メンバー会議みたいなものもされていまして、そういう方々と一緒に育成をしていくというところも、1つのテーマとして置いていますので、100点でやってくれる人というよりは、一緒にチャレンジをしながら外部のメンバーもそれなりに実績のあるメンバーの方々からも指導をいただける環境もつくって、一緒に育成もしながら、ともに成長していくというようなコンセプトで採用のほうを考えていきたいなというふうに考えているのと、ティーンズリンクプロジェクトのほうに関しましては、やはり行政が子供たち、10代の気持ちというのをなかなか理解しているようでできていないのかなというところもありますので、そういった気持ち、10代の方々に近い人を採用して、その人たちと、本当に10代の子供たちがどう思っているのかというのをしっかりと思いを酌んだ上で事業化していきたいというところがありますので、僕も今、38になりましたけれども、今10代の子は何を考えているかというのは、もうその子からすると、すごいおっさんになるので、おっさんの言うていることというのが正しいかというのは、ちょっとまたずれが発生するかなというふうに思いますので、そういったところを、当事者に近いところの意見とかを吸い上げながら、事業化もしていきたいというふうな思いを持って、この事業というところを進んでいますので、なにかをやって、子供たちに、これをやりなさいというよりは、一緒につくり上げていける人材を

地域おこし協力隊で募集したいというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 川緒議員。

○2番（川緒実希子君） よく分かりました。

すみません、町長。ティーンズリンクについては、私、よく内容を把握していなかったの
で、勘違いして失礼なことを申し上げてすみませんでした。

それと、森田町長がもう38歳のおっさんだということにもちょっとびっくりしたんですけども、
そうですね、もう10代の気持ちはとっくに分からなくなっていますね。

非常によく分かりましたので、できるだけいい人材が採用できて、今年は、もし採用した
場合には、長く三宅町に働いてもらえるようになることを祈っております。

私の質問はこれで以上です。

◇ 松 本 健 君

○議長（辰巳光則君） 続きまして、4番議員、松本 健君の一般質問を許します。

4番議員、松本 健君。

○4番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入りたいと思います。

私からは、令和4年度予算に関連して、子供の医療費、国保料、教育の費用、老人保険料、
防災対策等の見直しについてという質問をしたいと思います。

さきの定例会にて令和4年度の予算が決まり、その執行が始まっております。

改めて今年度の予算を振り返らせていただきます。

一般会計予算は38億2,000万円で、令和3年度と比べて1億8,000万円の増額、主な増額は
三宅小学校校舎の更新に備えた積立て、三宅1号線道路整備などなどということになってい
ます。用途面では、こういった説明になると思います。

とはいえ、地方行政ですので、財源ベースでの予算策定とならざるを得ない一面があるた
め、この増額は何らかの歳入増があるということです。

さて、歳入面から予算を眺めてみると、町税等も増加しているものの、地方交付税の伸び
がプラス7%で、1億3,000万円の増となっているところに目が留まります。

そう言えば、振り返って今年の正月頃、2020年の国の税込、決算は、コロナ禍で経済は大
打撃を受ける中、60兆円と過去最高を更新。何でという話が世間を賑わせていたことを思い
出します。

今年度の予算は、三宅町のみならず、地方公共団体すべからず増額となっているようです。

他市町村の議員の方に聞くと、それはそうですよ、地方交付税増えているもん、それをどう使うかで自治体の色が出てくるんでしょうねといった話が返ってきました。

ここで、ふと一昨年、令和2年の3月議会で行った私の一般質問を思い出しました。京都市長選挙に立候補された方の政策の中から、子供の医療費、国保料、教育の費用、老人保険料の補助減額についての話を三宅町でやったらどうなるかといった質問をさせていただきました。やりとりさせていただいている中で、単年度の予算と、一度始めたらずっとやることになる政策とは、金額をそのまま比べることはできないなどお話をいただき、単年度のものとしては、防災や地域コミュニティ対策等を示させていただいたと記憶しています。

今年度の予算こそ、こういった色をつける政策に着手すべき予算ではなかったでしょうか。地方交付税なんかいつ減らされるか分からないのだから、入ったときは基金で積んでおきますとおっしゃられるのかもしれませんが、今がお金を使うときではないでしょうか。

住民の今の暮らしの底上げを図る用途へと予算を組み替えていくことについて、町長のお考えを伺います。

日本は今、失われた30年と言われ、国民の収入は上がり、税金だけ上がり、需要が細り、その挙げ句に供給力まで細り始めています。供給力が細ってしまう前に、政府が財政出動して暮らしを引き上げる必要があると私は考えます。地方政府でも、制約はあるものの、そういった考えの下で政策を立案し実行していく責務を負うものであると私は考えます。

こういった考えは積極財政とか機能的財政論などと呼ばれ、アメリカでもバイデンのグリーン投資の背景を支える考えの一つとなっています。緊縮か反緊縮か、これは国政のみならず、地方行政の執行においても念頭に置くべき問題と考えますので、その点についても町長のお考えを伺います。

最後に、緊縮であろうが反緊縮であろうが、自分らしくハッピーにスモールタウンを目指すに当たって、20年後の将来像を実現するための施策も大切だとは思いますが、住民1人の今の暮らしを守り、安心して暮らせるようにすることこそ大切だと思しますので、御検討のほどよろしく願いいたします。

再質問は自席でやらさせていただきます。

以上です。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、今年度の当初予算につきましては、三宅ビジョンの実現に向け、第2期総合戦略を基にした各種施策を進めるに当たり、準備と対話に重点を置いた予算編成といたしました。

ことは、昨年度の議会においても都度御説明申し上げ、議員も御承知のことと拝察いたします。

また、今議会におきましては、オミクロン株に端を発するコロナウイルスの猛威や、最近の原油高騰、物価高の影響により日常生活に支障をきたしている地域住民の皆様の支援に主眼を置き、国の臨時交付金を活用した補正予算案を上程したところでございます。

さらに、昨年度、一昨年度におきましても、主にコロナ禍における地域住民の皆様の暮らしを支援するため、消費喚起支援事業をはじめ各種施策を実施してまいりました。

いずれにつきましても、短期的、もしくは中長期的な視点の下、地域住民の皆様の暮らしの支援や利便性の向上に資するため、具体の施策を立案し、必要な予算を配分することで、特色ある予算が形づくられているものと認識しておりますが、議員お述べのとおり、コロナ禍による今後の先行きもまだまだ不透明である中、国、県、地方がそれぞれの役割の下、地域住民の皆様の暮らしを支援していく必要があるものと認識しております。

最後に、本町といたしましては、三宅ビジョンの実現を目指し、総合戦略を基づく各種施策を着実に実行しつつ、地域住民の皆様の日々の暮らしへも丁寧に目を向けることで、将来に備えた積立だけでなく、波及的速やかな予算執行にも臨機応変に対応するとともに、過疎債をはじめ、本町にとって有利な財源の安定的な確保等について、必要に応じ国や県へ要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上で松本議員の回答とさせていただきます。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 再質問させていただきます。

何か昨日かおととい聞きましたけれども、今年度、前年度の税収もまた最高を記録したというような話らしいんですけども、前々年度、前年度、税収はなぜ増えたのだろうか。どのように町長はお考えですか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 一概にこれという理由があるのかということは分かりませんが、まずは、国のほうの積極的に財政出動があって、コロナ対策等々で様々な施策等がされた結果によるところも1つは要因としてはあるのかなというふうには感じています。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 私もそのように考えております。

じゃ、一昨年、昨年、回答にもございましたけれども、そういう給付金であったり支援金

であったりという形で住民さん、国民の生活を支援するような形で給付されたお金が世の中を回って、その結果、税金として返ってきたということだと思います。

また、今年度新たに別の給付金でそういう生活支援をやろうとされているのも、今回これから議論する補正予算にも表れていると思います。

それは、まず国がつくったお金の一発目の使い方として、枠に当てはめられているというか、給付金に従ったお金の使い道になるので、割とお買物券であったり商品券であったりを配るであったり、そういうふうな形になると思うんですけども、目的は、今やっぱり苦しんでいる生活を何とか救済というか、お金回るようにしようというところだと思うんですけども、それが前年度、前々年度やったお金が一周回ってきて税金として増えたお金を、じゃ、この地方公共団体が何に使うのかというと、やっぱりそれも含めて生活支援に使うべきだと私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 確認なんですけれども、税金が上がったというのは、国の税金という意味でということですよ。そういう認識でよろしいですか。

それをどう使うべきかというのは、国の税金のところなんで国の財源の話かなというふうに思いますので、なかなか地方から、こういうことがいいんじゃないかというのはなかなか言いにくいところも、大きなところにもなりますので、回答とするのは非常に難しいかなと思いますけれども。いいですかね。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） 先ほど一番最初の質問をさせていただきましたが、今年度の予算の総額が増えている原因というか、1つの要因としましては、地方交付税が1億3,000万増えているというところにあると考えております。それは、地方の財政は、地方の予算はさすがに必要なもの、出るをはかって入るを何かするじゃなくて、どんだけ収入があるからそれをどう使うというふうな話にならざるを得ないというのはよく理解できますし、そういった観点から、国からの地方交付税が1億3,000万増えている。

じゃ、その1億3,000万を何に使うのかといったときに、地方交付税は、ある意味用途が限られているわけではなく、自主財源に近いような使い方のできる財源だと思います。そういった観点で、今回、補正予算で生活支援をやるというのももちろん必要ですけども、そうやって回ってきたお金を、例えば何らかの、10年度につくる建物のための基金に入れるというのも1つの手かもしれないけれども、今はそうじゃなくて、来たお金を回し続ける場合

じゃないかなというふうに考えますが、そういう観点でいかがでしょうかと伺っております。

○議長（辰巳光則君） 分かりますか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 今回の予算で小学校の基金のところ、10年後、やはり必要なところで必要な更新というのは必ずしていけないといけません。その10年後に今のような財政、交付税歳入、こういう財政的な規模でいろいろと行えるかどうかというところも不透明なところもありますので、やはり必要なものには今から、今準備ができる間にしっかりと準備をしていくということもあわせて大切になるかな、将来の子供たちのために、今できることをしっかりと考えていくというのも1つやらないといけないところでもありますし、松本議員おっしゃる1つの御意見としても、そういうのを積極的に使ったらどうかという御意見も参考にはさせていただきたいと思います。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） ぜひ御検討いただければと思います。

初回の予算の段階でそういうことを全て考えることは難しいかなと思いますが、補正予算という形もあることですので、ぜひ、例えば国がお金を投入して世の中にお金を回そうとしているときに、自分のところに回ってきたお金を貯め込むというのは、個人でもやっぱりそうじゃなくて、来たお金を使ってお金を回していこうとするべきだと思いますし、それは、町にとっても、そういうふうな観点というのはあると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

続けて質問させていただきます。

回答の中に、国、県、地方がそれぞれの役割の下でいろんなことをやっていく必要があると考えますというふうにおっしゃっておりますが、国、県、地方の中で特に地方は、地方がやらなくちゃいけないことってどういうことでしょうか。町長のお考えを伺います。

○議長（辰巳光則君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 今回、国の臨時交付金事業を活用させていただいて、補正予算も上げさせていただいていますけれども、こういった対策というところをしっかりとしていく。住民さんの暮らしに一番近いところですので、そういったところをしっかりとしていくことが大切かなと。また、県、国になりますと規模が大きくなりますので、そういったもう少し大局的なところの対策であったりというところも、役割分担の中では必要かなというふうに考えております。

○議長（辰巳光則君） 松本議員。

○4番（松本 健君） そうですね。同じく回答の中に、地域住民の皆様の日々の暮らしへも丁寧に目を向けること、多分そういうところがまさしく国、県、町とかというふうに分けたら、一番目の届く、一番目を届かせるべきところというのが町になるんだと思います。

お金をやっぱり財政的に余裕があるのは国かもしれないけれども、一番住民に近いところで何しなくちゃいけないのかという観点で、先ほどのそういう回ってきたお金というのを使っていていただくことを期待したいと思っております。

ちなみに、前々回、京都市が選挙でこういうことをやりたいと言った話というのが、子供の医療費であったり、高過ぎる国保料に補助を出すであったり、教育、特に給食費なんかを減免する、無償にするとか、高校の授業料をどうこうするとか、大学生の奨学金で返さなくていい奨学金を設立するだとか、老人の保険料の比率を考えるというようなものがございました。

最近、やり方は違うかもしれないですけども、明石市なんかでも、何か子育ての5つの施策みたいなもので、やっぱり子供の医療費を高校生まで無料、第2子以降の保育料を完全無料化、ゼロ歳児の見守り、何かおむつとかミルクとかをどうこうするとか、中学校の給食を無償化する、公共施設の入場料を無料にするというふうなことを、明石市の場合には何か予算全額のうち1%を動かすことなんて絶対できるから、それを何年間かやっていたらこういうことができるようになりましたというような施策をやっているようです。

先ほどの国、県、市町村というような話になったら、やっぱりそういうところに目を向ける、見つける、一番困っているところを見つけて手を打つというのが町の施策だと思います。

前回、継続的にお金を出さな、例えば授業料無償とかで、途中で打ち切るわけにいかないから、先々のことも考えないといけないというふうなお話があったときに、じゃ、短期的にでも、今まさにぼろぼろになっている何かを修繕するとか、そういう形の町をつくり直す何かにお金を使うとか、最近言われているのは、期限つきだけれども水道料金を無償にするとか、ゴミ袋を無料にするとか、いつまでもじゃなくて、この大変な時期に関してそういうことをするとか、住まいに対するケアをするとか、そういうふうなものもあると思います。

あと、先ほど一般質問であった中で、地域おこし協力隊の賃金、安いんじゃないかと。私も、ほかの奈良市とかに住んでいる子で仕事探している人に、三宅町も出ていたよね、あのお金じゃちょっと行けないわというような話も聞いたりします。別にそれでお金を貯めようとしている人じゃなくて、生活回したいだけのことを考えて仕事を探して選ぶようとしている

ときに、その選択肢に乗るか乗らないかというのはすごく大きなことだと思います。別にそれでお金貯めてというんじゃないなくて、生活するだけで回せるわというところまではやっぱり考慮すべきなんじゃないかなというふうに思いました。

そういう意味で言いますと、やっぱり今回税収が上がって、来年もまた地方交付税って同じくらい来るのかもしれないですけども、そういうお金を使って、そういうところに少しでもケアしていくということをお願いしたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（辰巳光則君）　ちょっとあまりにも。どの部分。今の総括で。

森田町長。

○町長（森田浩司君）　貴重な御意見ありがとうございます。

○議長（辰巳光則君）　松本議員。

○4番（松本 健君）　じゃ、結構。終わります。

○議長（辰巳光則君）　以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（辰巳光則君）　これもちまして、本日の日程は全て終了しました。

なお、明日4日より9日までは各常任委員会開会のため休会とし、6月10日午前10時より再開し、各常任委員会に付託されました各議案について委員長の報告を求めることにします。

本日はこれにて散会します。

皆様、お疲れさまでした。

（午前11時33分）

令和4年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和4年6月10日金曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川 鱈 実希子	瀬 角 清 司
松 本 健	渡 辺 哲 久	森 内 哲 也
辰 巳 光 則	松 田 晴 光	池 田 年 夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	森 田 浩 司	副 町 長	喜 多 豊
教 育 長	澤 井 俊 一	総 務 部 長	森 本 典 秀
みやげイノベーション推進部長	竹 谷 公 秀	住 民 福 祉 部 長	宮 内 秀 樹
健康こども局長	植 村 恵 美	ま ち づ くり 推 進 部 長	岡 橋 正 識
教育委員会事務局長	中 谷 亮 一	会 計 管 理 者	北 村 し の ぶ

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	今 中 建 志	モニター室係	長谷川 淳
モニター室係	内 野 孝 彦	モニター室係	山 内 亮

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	瀬 角 清 司	4 番 議 員	松 本 健
---------	---------	---------	-------

令和4年6月三宅町議会第2回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和4年 6月10日 金曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1

常任委員長報告

(1) 総務建設委員会委員長報告

(2) 福祉文教委員会委員長報告

◎開議の宣告

○議長（辰巳光則君） 皆さん、おはようございます。

少し早いですが、皆さんおそろいのようなので再開したいと思います。

令和4年6月三宅町議会第2回定例会を再開します。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時58分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳光則君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（辰巳光則君） 日程第1、各常任委員会委員長の報告についてを議題とします。

去る6月3日の本会議において両委員会へ付託しました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、6月6日午前9時30分より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、渡辺哲久君。

○総務建設委員会委員長（渡辺哲久君） 総務建設委員会の報告を行います。

去る6月3日第2回定例会本会議において総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、6日に総務建設委員会を開会し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算案について、歳出のうちイノベーション推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実績確定に伴う返還額として468万3,000円の増額、目7交流まちづくりセンター費では、機器の廃棄及び害虫駆除を行うため12万1,000円の増額、会計年度任用職員等が市町村共済組合になることで社会保険から共済組合へ変更による予算科目の組替え、新型コロナ対策事業として、目2文書広報費では、コロナ感染予防対策及び助成事業等の情報をきめ細かく発信するために60万1,000円の増額、

目3財産管理費では、公共施設の環境整備に995万2,000円の増額補正が行われています。

同じく新型コロナ対策事業として、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費では、新型コロナの影響で実施できなかったオープンファクトリー等を実施するための運営等委託料として300万円の増額、住民の生活支援及び消費喚起による地域産業の活性化を図ることを目的に、みやけお買物券を交付するために7,743万8,000円の増額補正が行われています。

総務部関係では、職員人件費について、人事異動等に伴う人件費の過不足調整及び奈良県市町村総合事務組合負担金の負担率変更による432万5,000円の減額。

新型コロナ対策事業として、款2総務費、項1総務管理費、目4企画費では、ウェブ会議やテレワーク等に対応するためリモート環境を整備し、安定した運用ができるよう構築する費用として1,915万1,000円の増額補正が行われています。

款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業で、事業実施に係る時間外勤務手当に6万円の増額補正が行われ、款9消防費、項1消防費、目1消防総務費では、Jアラート受信機の不具合解消のための修繕料として30万円の増額が行われています。

まちづくり推進部関係では、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費で、分庁舎内の清掃業務に33万5,000円の増額補正が行われています。

続いて、歳入におきましては、款14国庫支出金、項2国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金として1億2,703万7,000円の増額補正が行われています。

以上が一般会計第2回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金における歳入と関係歳出に発生している差額の理由を、同じ市町村における臨時交付金の交付割合についてを、交付金返還理由の詳細を、交付金事業の残予算に係る執行についてを、害虫駆除手数料における予算措置時期についてを、大型プリンター等機器の使用が不能とならないような対策検討を、公共施設環境整備事業における事業詳細を、みやけお買物券交付における事務経費及び他事業経費との比較を、新型コロナ対策として水道料金減免等の検討についてを、情報系電子計算システム業務費におけるパソコン調達方法についてを、調達により発生する廃棄パソコンの活用についてを、今回の補正予算に係る全体像の説明や今後についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第28号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定案については、個人住民税に係る給与所得者の扶養親族申告書、公的年金等受給者の扶養親族申告書箇所の法律改正による記載事項項目の追加や所得割の課税標準、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除、

町民税の申告関係箇所法律改正により規定の整備、項ずれの反映、納税証明書の交付、固定資産税台帳の閲覧に係る規定の整備による文言追加のために条例の一部改正するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第4号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第1回補正予算については、款3民生費において、事業に係る職員の時間外勤務手当24万円の増額補正が行われ、款14予備費については、一般会計歳入歳出予算の財源調整のため103万5,000円の増額補正が行われ、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第5号（専決処分事項報告）三宅町税条例の一部を改正する条例の制定案については、改正法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことにより、法人町民税の申告納付関係箇所法律改正による項ずれの反映、固定資産税課税台帳の閲覧、交付手数料箇所の民法等の一部改正により文言追加、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の割合を定める規定の追加、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするべき申告箇所の法律改正により文言追加、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの固定資産税の特例箇所の法律改正により文言追加のために条例の一部を改正するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が総務建設委員会に付託を受けました補正予算案1件、条例案1件、承認2件の概要であり、慎重に審議を行い、おのおの原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ご苦労さまでした。

続いて、6月6日午後1時30分より開催されました福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、川齋実希子君。

○福祉文教委員会委員長（川齋実希子君） 去る6月3日第2回定例会本会議において福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、6日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算案について、歳出のうち住民福祉部関係では、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、会計年度任用職員等が市町村共済組合員になるため、社会保険から共済組合に変更することになり8,000円の増額、目8臨時福祉給付金事業では、令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金

事務費補助金の実績額確定に伴う返還金及び令和4年度に係る同事業実施に伴い1,538万8,000円の増額補正が行われています。

健康子ども局関係では、新型コロナ対策事業として、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、地域振興券に子育て世帯に対する生活支援を目的に子供1人当たり5,000円のお買物券を上乗せ交付するために650万円の増額、目6幼児園費では、手洗い等の蛇口を自動水栓に取り替える修繕に係る費用及び園内Wi-Fi環境整備に591万1,000円の増額補正、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費では、新型コロナウイルス感染者等生活支援給付金、生活支援サービス事業、避難所コロナウイルス感染症対策事業、感染症対策用品購入事業として358万2,000円の増額補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、新型コロナ対策事業として、款10教育費、項2小学校費、目8学校管理費では、小学校体育館のトイレ洋式化修繕に244万円の増額、感染対策のための消耗品購入費として49万9,000円の増額補正が行われています。

以上が一般会計第2回の補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の実施時期及び歳出と歳入の差についてを、放課後児童健全育成事業に係る報償費の予算措置時期についてを、新型コロナウイルス感染者等生活支援給付金及び生活支援サービス事業の過去実績及び申請手続についてを、幼児園ICT化推進対策に係るWi-Fi及びタブレットの利用方法及び入札方法についてを、小学校体育館以外の体育館におけるトイレの洋式化の検討などの質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第27号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算案では、歳出では、介護保険システム改修費に33万円の増額、財源調整による予備費11万円の減額が行われ、歳入では、システム改修に伴う国庫補助金として22万円の増額補正が行われています。

特定個人情報データについて、データに対して慎重な取扱いをすることについて、マイナンバーの取得及び口座等のひもづけに伴う財産の把握について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、承認第3号（専決処分事項報告）令和3年度三宅町一般会計第13回補正予算案については、子育て世帯臨時特別給付金事業において、令和4年4月以降に支出が必要となるため繰越明許手続を行うものであり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第4号（専決処分事項報告）令和4年度三宅町一般会計第1回補正予算では、地域型保育給付費として488万6,000円の増額、子育て世帯生活支援特別給付金事業に635万

円の増額、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に必要な経費として1,201万8,000円の増額を行い、子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施時期及び事務費の内訳について、新型コロナウイルスワクチン接種の必要な接種間隔について、町の接種実施時期及び対象者について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第6号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、改正された法律が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日に施行されたことにより、課税限度額について医療保険分を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分を19万円から20万円に引き上げ、介護分を明記する必要性について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教委員会に付託を受けました補正予算案2件、承認3件の概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（辰巳光則君） ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

池田議員。

○10番（池田年夫君） ただいま総務建設、福祉文教各常任委員会の各委員長報告がありました。

6月議会の議案中、令和4年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についての反対討論を行います。

補正予算案の一般管理費の補正額33万円ではありますが、説明内容では、国の令和3年度補正予算における介護保険報酬改定等に伴う特定個人情報データ標準レイアウト（令和4年6月版）に対応するための介護保険システム改修費の増額補正と書かれていますが、事務局の説明では、マイナンバーカードに挿入し利用できるようにし、銀行等の口座も挿入するとの説明がありました。マイナンバーカードの取得は全住民に普及されておらず、高齢者の個人情報をマイナンバーに挿入し、カードを使用することによって介護事業者に高齢者の個人情報が伝わることとなります。マイナンバーカードの個人情報の保護についてのセキュリティーがどこまで管理できているのか不明であり、令和4年度三宅町介護保険特別会計第1回補

正予算については反対であります。

他の議案は問題ありませんので賛成とし、討論とします。

○議長（辰巳光則君） ほか、ありませんか。

渡辺議員。

○5番（渡辺哲久君） 同じ項目について、反対意見を述べます。

この項目については、国が法改正を進める中で、三宅町においても必要となったもので、三宅町が発案したものではありません。そこは承知の上で、反対意見を述べます。

国がデジタル化法で個人情報保護とデータ活用、データ流通の両立という理念を掲げて法改正をしましたが、出てくるものはデータ流通のための敷居を下げるというような措置ばかりで、もう一方の個人情報保護については、どういう形で進めるのかということが依然として提示されてきません。例えば、健康情報、特定健診の情報がどんなふうに活用されていくのか具体像は依然として明らかではありません。少なくとも、自分のデータがどんなふうに使われるのかという、あるいはそれを使うのを拒否する権利であったり、使われているものを取り消す権利がやっぱり保証されるべきで、そういうことを明確にしない限りは、データの利活用と言われると、どんどん不信が増すばかりで、いい結果にはつながらないと思います。

それは、マイナンバーに健康保険証の情報を連結するとか預金口座連結して、将来的には、将来的というのは数年ぐらいというふうに新聞では言われていますが、健康保険証も廃止するというようなことが一方的にどんどん発表されていますが、この国は国民主権ではなかったのか。国が勝手にそういうことをどんどん進めていくのか。私は、マイナンバーを取得していませんし、今後も取得するつもりはありません。そうすると、私は国民健康保険料を払っていても医療を受けられなくなるのか、そんなことがあるとは思いませんが、そういう危惧をどんどん膨らませるような国の強硬的な一方的にやり方については、大いに疑問があります。

三宅町に反対するわけではありませんが、この議案については、申し訳ないけれども反対せざるを得ず、反対します。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、ありませんか。

松本議員。

○4番（松本 健君） 私は、議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算につい

て、反対の立場で討論させていただきます。

この補正予算の中に含まれる商工費、消費喚起支援事業として新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている住民の生活支援等々でみやけお買物券を配布するという案件がございますが、7,000人を切る人口に1万円ずつ配って予算が7,700万、実際に配る金額の1割以上が手数料として消えていくような使い方に対して、以前から申し上げておりますが、何か対策が取られた模様がないことから、反対させていただきます。

続きまして、承認第4号 令和4年度三宅町一般会計第1回補正予算についてについても、反対の立場で討論させていただきます。

この案件の中に、子育て世帯生活支援特別給付事業がありまして、110人分の給付費5,500万円に対して6,350万の予算がついております。システム改修費用として66万円かかる。550万円の給付を行うのに66万円のシステム改修となっております。前年12月にも申し上げましたが、このシステム改修の費用というのは、結局はデータベースから銀行への振込書をつくる費用に近いものと思われまますので、これに対する見直しの検討をお願いしたいと思います。

他の案件につきましては、特に意見はございません。

以上です。

○議長（辰巳光則君） ほか、討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（辰巳光則君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

議案第26号 令和4年度三宅町一般会計第2回補正予算についてを採決します。

本件は各委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

議案第27号 令和4年度三宅町介護保険特別会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（辰巳光則君） 可否同数ですので、議長採決とさせていただきます。

議長として可決いたします。

お諮りします。

議案第28号 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第3号 (専決処分事項報告) 令和3年度三宅町一般会計第13回補正予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第4号 (専決処分事項報告) 令和4年度三宅町一般会計第1回補正予算についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第5号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(辰巳光則君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

承認第6号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳光則君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（辰巳光則君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会は議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（辰巳光則君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思いをします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳光則君） 以上で本定例会に提出されました案件は全て議了しました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

去る6月3日に開会されました令和4年6月三宅町議会第2回定例会の全日程が終了し、本日、閉会の運びとなりました。

議員各位におかれましては、ご提案申しあげました各議案について慎重審議賜り、いずれもご可決いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本町では、新型コロナウイルスの新規感染者数が2月は155人、3月は93人であったのに対し、4月は20人、5月は18人と今年度に入り減少傾向が見られる中、改めて感染予防に対して最大限の警戒をしつつ、住民の皆様の安全と安心を確保し、可能な限り日常生活を取り戻すために、4月10日から予定しています第4回のワクチン接種においても着実な実施を目指すとともに、本議会でご可決賜りました新型コロナ対策事業につきましても、住

民の皆様への迅速な支援となるよう、役場一丸となって進めてまいり所存であり、議員皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、梅雨入りを前に木々の緑が一層深まる季節となりましたが、議員皆様におかれましては健康に十分ご留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和4年6月第2回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辰巳光則君） ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（辰巳光則君） 以上で、令和4年6月三宅町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午前10時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員